

通達新旧対照条文

○「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」の細部取扱について
(平成15年3月18日 国総貨複第223号)

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>I～III (略)</p> <p>IV. 基本通達別紙1「登録確認項目」について</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p> <p>1 事業遂行に必要な施設</p> <p>①について</p> <p>使用権原については、<u>使用権原を有することを証する書類(様式例1(1))の添付をもって、使用権原の確認について適切に処理したものとす。</u></p> <p>②について</p> <p>都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、<u>都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例2(一))の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適切に処理したものとす。</u></p> <p>(削る)</p> | <p>I～III (略)</p> <p>IV. 基本通達別紙1「登録確認項目」について</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p> <p>1 事業遂行に必要な施設</p> <p>①について</p> <p>使用権原については、<u>①自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(写)及び②借入れの場合は、概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書(写)の添付をもって、使用権原を有するものと認めるものとする。ただし、借入れの場合、賃貸借の契約期間が1年に満たないものについては、契約期間満了時に自動的に更新される契約となっている場合に限り、使用権原を有するものと認めるものとする。</u></p> <p>②について</p> <p>都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、<u>都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例1(一))の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適切に処理したものとす。</u></p> <p>③について</p> |

③、④について (略)

⑤について

規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。

2 (略)

3 経営主体

登録拒否要件については、貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類(様式例3(一))を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに②役員又は社員の名簿及び履歴書、③新設法人の場合は、④定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案(定款又は寄附行為の案の場合は、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること)並びに⑤発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑥個人の場合は、⑦戸籍抄本及び⑧履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第6条第1項第4号の「役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を

規模については、⑦事業の計画並びに④当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な規模の施設であるかどうか、事業規模に応じ、適切に確認するものとする。

④、⑤について (略)

⑥について

規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。

2 (略)

3 経営主体

登録拒否要件については、貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類(様式例2(一))を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに②役員又は社員の名簿及び履歴書、③新設法人の場合は、④定款又は寄付行為の謄本並びに⑤発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑥個人の場合は、⑦戸籍抄本及び⑧履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第6条第1項第4号の「役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

及ぼす者を含むものとする。

V. 基本通達別紙1「許可審査項目」について

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(一) 事業の円滑な遂行

業務取扱契約書等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し又は契約書(案)(契約書(案)の場合は、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)により、当該貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるような契約を締結されているかどうか、事業計画に記載されている事業規模に応じ、適切に審査するものとする。

(二) 事業遂行に必要な施設

① について

使用権原については、使用権原を有することを証する書類(様式例1(2))の添付をもって、使用権原の確認について適切に処理したものとする。

② について

都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例2)

V. 基本通達別紙1「許可審査項目」について

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(一) 事業の円滑な遂行

業務取扱契約書等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書(写)により、当該貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるような契約を締結されているかどうか、事業計画に記載されている事業規模に応じ、適切に審査するものとする。

(二) 事業遂行に必要な施設

① について

使用権原については、⑦自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(写)及び⑧借入れの場合は、概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書(写)の添付をもって、使用権原を有するものと認めるものとする。ただし、借入れの場合、賃貸借の契約期間が1年に満たないものについては、契約期間満了時に自動的に更新される契約となっている場合に限り、使用権原を有するものと認めるものとする。

② について

都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例

1(2)の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適切に処理したものとする。

(削る)

③及び④について (略)

⑤について

規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを審査するものとする。

(3) 貨物の受取を他の者に委託して行う場合

貨物の受取業務の委託については、仕向駅又は仕向地等着地点における受取事業者との間に適切な業務委託契約が締結されているかどうか又は締結の予定があるかどうか(この場合、契約書(案)を提出させ、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)を審査するものとする。ただし、各運送機関毎の個別通達により、申請書の記載方法について、貨物の受取業務を他の者に委託する場合の包括的記載による省略が認められている場合は、当該審査を省略して差し支えないものとする。

1(2)の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適切に処理したものとする。

③について

規模については、⑦事業計画並びに④当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な規模の施設であるかどうか、事業規模に応じ、適切に審査するものとする。

④及び⑤について (略)

⑥について

規模、構造及び設備については、⑦事業計画並びに④当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを審査するものとする。

(3) 貨物の受取を他の者に委託して行う場合

貨物の受取業務の委託については、仕向駅又は仕向地等着地点における受取事業者との間に適切な業務委託契約が締結されているかどうかを審査するものとする。ただし、各運送機関毎の個別通達により、申請書の記載方法について、貨物の受取業務を他の者に委託する場合の包括的記載による省略が認められている場合は、当該審査を省略して差し支えないものとする。

2 事業の遂行能力

(一) 財産的基礎

純資産については、⑦既存法人の場合は、直近事業年度における貸借対照表、④新設法人の場合は、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類、⑨個人の場合は、財産に関する調書により、貨物利用運送事業法施行規則第8条の規定に準じて純資産額を算定するものとする。

(削る)

- (2) (略)
- (3) 経営主体
- ①について

欠格事由については、貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例3(㉔)）を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並び

2 事業の遂行能力

(一) 財産的基礎

①について

純資産については、⑦既存法人の場合は、直近事業年度における貸借対照表、④新設法人の場合は、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類、⑨個人の場合は、財産に関する調書により、貨物利用運送事業法施行規則第8条の規定に準じて純資産額を算定するものとする。

②について

法人の経常収支（経常収益、経常費用、経常損益及び当該収益・費用の各科目の計上内容とする。）については、最近の事業年度（申請年度以前の直近過去3ケ年間とする。）の損益計算書により、健全性を審査するものとする。

なお、当該直近過去3ケ年間において、経常損失を計上する場合は、必要に応じ、申請年度以降の事業収支見積書を作成させる等により、健全性を審査するものとする。

また、新設法人又は個人の場合については、上記B-2-1(㉑)①に適合する場合は、健全な経営が行われるものと認めるものとする。

- (2) (略)
- (3) 経営主体
- ①について

欠格事由については、貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例2(㉔)）を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並び

に⑥役員又は社員の名簿及び履歴書、①新設法人の場合は、④定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案（定款又は寄付行為の案の場合には、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること）並びに⑥発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑦個人の場合は、④戸籍抄本及び⑥履歴書により、同法に規定する欠格事由に該当しないかどうかを審査するものとする。

なお、同法第22条第1号により第6条第1項第4号で規定する「役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

②について

(略)

3 集配事業計画の適切性（集配を他の者に委託する場合）

(二) 集配営業所

集配を他の者に委託する場合であっても、原則として、拠点駅又は仕立地等の発地点（以下「発地点」という。）及び仕向駅又は仕向地等の着地点（以下「着地点」という。）の両地点に申請者の集配営業所を置かなければならないものとする。ただし、各運送機関毎の個別通達により、申請書の記載方法について、着地点における配達業務を他の者に委託する場合の包括的記載による省略が認められている場合は、当該着地点における集配営業所は置かなくても差し支えないものとする。

なお、

- ・ 一の集配営業所で、集配可能範囲内の近距離の複数の発地

に⑥役員又は社員の名簿及び履歴書、①新設法人の場合は、④定款又は寄付行為の謄本並びに⑥発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑦個人の場合は、④戸籍抄本及び⑥履歴書により、同法に規定する欠格事由に該当しないかどうかを審査するものとする。

なお、同法第22条第1号により第6条第1項第4号で規定する「役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

②について

(略)

3 集配事業計画の適切性（集配を他の者に委託する場合）

(二) 集配営業所

集配を他の者に委託する場合であっても、原則として、拠点駅又は仕立地等の発地点（以下「発地点」という。）及び仕向駅又は仕向地等の着地点（以下「着地点」という。）の両地点に申請者の集配営業所を置かなければならないものとする。ただし、各運送機関毎の個別通達により、申請書の記載方法について、着地点における配達業務を他の者に委託する場合の包括的記載による省略が認められている場合は、当該着地点における集配営業所は置かなくても差し支えないものとする。

なお、一の集配営業所で、集配可能範囲内の近距離の複数の発地点又は着地点の集配を統括して行う場合等の適用については、実情

点又は着地点の集配を統括して行う場合等の適用については、
実情に即して合理的な処理を行うこととされたい（下記のB-4-1（1）及びB-5-1（1）において同じ。）。

・ 受託者の集配営業所の名称や位置等の情報について不備がある場合があるので、審査の効率化のため、申請者との間でこれらの情報を共有するなど申請者に対して適切な助言を行うこととされたい。

①、②（略）

（削る）

② 集配事業者の体制

集配業務の受託者の運営体制については、発地点及び着地点における集配業務受託者との間に適切な貨物集配委託契約が締結されているもの又は締結の予定があるもの（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）であり、かつ、集配業務受託者が当該貨物の集配のために必要な業務運営体制を有しているかどうか（当該貨物集配のために必要な事業許可の有無等）を審査するものとする。

4 集配事業計画の適切性（併用の場合）

（二）集配営業所

（略）

①～③④⑤⑥⑦

に即して合理的な処理を行うこととされたい（下記のB-4-1（1）及びB-5-1（1）において同じ。）

①、②（略）

③ 上記B-1-1（2）③に同じ。ただし、「事業計画」は「集配事業計画」と読み替えるものとする。

② 集配事業者の体制

集配業務の受託者の運営体制については、発地点及び着地点における集配業務受託者との間に適切な貨物集配委託契約が締結されているものであり、かつ、集配業務受託者が当該貨物の集配のために必要な業務運営体制を有しているかどうか（当該貨物集配のために必要な事業許可及び各集配拠点毎に2両以上（当該2両は被けん引車を含まないものとする。）の事業用自動車の保有の有無等）を審査するものとする。

4 集配事業計画の適切性（併用の場合）

（二）集配営業所

（略）

①～⑦⑧⑨

貨物自動車運送事業法の許可を受けている営業所であることを確認する。

(2) 事業用自動車

①及び②について

貨物自動車運送事業法の許可を受けている営業所に配置されている事業用自動車の数を超えていないことを確認する。

(3) 自動車車庫

貨物自動車運送事業法の許可を受けている自動車車庫であることを確認する。

上記B-1-1(2)-①に同じ。

②について

上記B-1-1(2)-②に同じ。

③について

上記B-1-1(3)-③に同じ。ただし、「事業計画」は「集配事業計画」と読み替えるものとする。

(2) 事業用自動車

①について

使用権原については、①新規購入の場合は、売買契約書又は売渡承諾書(写)、①リースの場合は、概ね契約期間が1年以上の自動車リース契約書(写)及び自動車検査証(写)並びに②既存保有車両を充当する場合は、自動車検査証(写)の添付をもって、使用権原を有するものとする。

②について

車両数については、集配営業所毎に2両以上(当該2両は被けん引車を含まないものとする。)の事業用自動車の保有を要するものとする。

③について

車両構造については、自動車検査証(写)等により、計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであるかどうかを審査するものとする。

(3) 自動車車庫

規模及び設置場所については、①集配事業計画並びに①車庫の見取図及び平面図により、貨物集配の円滑な実施のために適切な規模を有

5 集配事業計画の適切性（特定二種の場合）

(二) 集配営業所

特定二種の場合は、当該特定二種の車両で集配を行う発地点及び着地点については、申請者の集配営業所を置かなければならないものとする。

①について

使用権原については、⑦自己所有の場合は、不動産登記簿謄本（写）及び④借入れの場合は、概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書の写しの添付をもって、使用権原を有するものと認めるものとする。ただし、借入れの場合、賃貸借の契約期間が1年に満たないものについては、契約期間満了時に自動的に更新される契約となっている場合に限り、使用権原を有するものと認めるものとする。

②について

(略)

③について

規模については、⑦集配事業計画並びに④当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な規模の施設であるかどうか、事業規模に応じ、適切に審査するものとする。

し、かつ、適切な場所に設置されているものであるかどうかを審査するものとする。

5 集配事業計画の適切性（特定二種の場合）

(二) 集配営業所

特定二種の場合は、当該特定二種の車両で集配を行う発地点及び着地点については、申請者の集配営業所を置かなければならないものとする。

①について

上記B-1-1-(3)-①に同じ。

②について

(略)

③について

上記B-1-1-(3)-③に同じ。ただし、「事業計画」は「集配事業計画」と読み替えるものとする。

(2) 事業用自動車

① について

使用権原については、ア新規購入の場合は、売買契約書又は売渡承諾書の写し、イリースの場合は、概ね契約期間が1年以上の自動車リース契約書の写し及び自動車検査証の写し並びにウ既存保有車両を充当する場合は、自動車検査証の写しの添付をもって、使用権原を有するものと認めるものとする。

(削る)

② について

車両構造については、自動車検査証の写し等により、計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであるかどうか審査するものとする。

(3) 休憩・睡眠施設

① 及び ② について

(略)

③ について

上記B-5-1-(1)-①に同じ。

④ について

(略)

(2) 事業用自動車

① について

上記B-4-1-(2)-①に同じ。

② について

上記B-4-1-(2)-②に同じ。

③ について

上記B-4-1-(2)-③に同じ。

(3) 休憩・睡眠施設

① 及び ② について

(略)

③ について

上記B-1-1-(2)-①に同じ。

④ について

(略)

(4) 自動車車庫

①～③のごとく

(略)

④のごとく

上記B-5-1(1)-①に同じ。

⑤、⑥のごとく

(略)

(5) 運行管理体制

(略)

VI (略)

別表1 第一種貨物利用運送事業の登録申請書類一覧表

添付書類

① (略)

② 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し又は契約書(案) (契約書(案)の場合は、登録日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに) 契約書の写しを提出)

・ (略)

・ (略)

(4) 自動車車庫

①～③のごとく

(略)

④のごとく

上記B-1-1(2)-①に同じ。

⑤、⑥のごとく

(略)

(5) 運行管理体制

(略)

VI (略)

別表1 第一種貨物利用運送事業の登録申請書類一覧表

添付書類

① (略)

② 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

・ (略)

・ (略)

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ (略)

(削る)

・ (略)

・ 営業所等の使用権原を有することを証する書類 (宣誓書)

(削る)

④ (略)

⑤ 法人を設立しようとする場合

イ 定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案 (定款又は寄付行為の案の場合は、認証後速やかに定款又は寄付行為の謄本を提出)

ロ、ハ (略)

⑥、⑦ (略)

別表2 第二種貨物利用運送事業の許可申請書類一覧表

添付書類

① 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し又は契約書(案) (契約書(案)の場合は、許可日までに (新設法人の場合は、会社設立後速やかに) 契約書の写しを提出)

・ (略)

・ (略)

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ (略)

・ 営業所等の施設の見取図及び平面図

・ (略)

・ 営業所等の使用権原を有することを証する書類

・ 不動産登記簿謄本 (写)

・ 賃貸借契約書 (写)

④ (略)

⑤ 法人を設立しようとする場合

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ、ハ (略)

⑥、⑦ (略)

別表2 第二種貨物利用運送事業の登録申請書類一覧表

添付書類

① 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

・ (略)

・ (略)

・ (略)

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ (略)

・ 集配営業所、車庫等の施設の見取図及び平面図【特定二種以外は不要

】

・ (略)

・ 営業所、車庫等の使用権原を有することを証する書類【①営業所、集配を他の者に委託する場合の集配営業所は宣誓書、②併用の集配営業所、車庫等は不要。③特定二種の集配営業所、車庫等は以下の書類又は書類の案（書類の案の場合は、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）書類を提出）】

・ (略)

・ (略)

・ (略)

・ 計画する事業用自動車の使用権原を有することを証する書類【特定二種以外は不要】

・ (略)

・ (略)

・ (略)

③ (略)

④ 既存の法人の場合

イ (略)

・ (略)

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ (略)

・ 営業所、車庫等の施設の見取図及び平面図

・ (略)

・ (略)

・ 営業所、車庫等の使用権原を有することを証する書類

・ (略)

・ (略)

・ (略)

・ (略)

・ 計画する事業用自動車の使用権原を証する書類【集配を委託する場合は不要】

・ (略)

・ (略)

・ (略)

③ (略)

④ 既存の法人の場合

イ (略)

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（損益計算書は規則第19条第2項に基づき省略することができる。）

ハ（略）

⑤ 法人を設立しようとする場合

イ 定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案（定款又は寄付行為の案の場合は、認証後速やかに定款又は寄付行為の謄本を提出）

ロ、ハ（略）

⑥、⑦（略）

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ（略）

⑤ 法人を設立しようとする場合

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ、ハ（略）

⑥、⑦（略）

〇〇運輸局長

〇〇〇〇殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第1項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載する(注)。

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第1項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第1項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
印

(注) (略)

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
印

(注) (略)

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
印

(注) (略)

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
印

(注) (略)

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇
昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇
昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。
もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印